

## 米国から日本への入国者に対する検疫強化及びダラス郡における 自宅待機命令の発出

### 1 米国から日本への入国者に対する検疫強化

(1) 今般、日本政府は、日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化の一環として、米国からの入国者に対する検疫の強化を決定しました。日本時間 3 月 26 日 (木) 午前 0 時 (米国中部時間 3 月 25 日 (水) 午前 10 時) 以降に米国を出発し、飛行機又は船舶で日本に到着される全ての方 (帰国する日本人も含まれます。) に対し、自宅、ホテル等で 14 日間待機し、国内で公共交通機関を使用しないことが要請されることとなります。実施期間は 4 月末までですが、この期間は更新されることがあります。

詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C039.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C039.html)

(2) 厚生労働省は、出発前に以下の点を確認するようお願いしています。

- ・前記の要請がなされることを前提として、入国後の旅程に支障がないこと。
  - ・入国前にご自身で入国後 1 4 日間の滞在先 (特に、外国人の場合は、自宅がないので、宿泊施設) を確保していること。
  - ・空港からその滞在先まで移動する手段 (公共交通機関以外) を確保していること。
- \* 帰国の際は空港から自宅等までの移動には、公共交通機関 (飛行機を含む。) を利用できませんので、家族や知人、会社などを通じ、移動手段 (自家用車、社用車、レンタカーなど) の確保を事前に行っていただく必要がありますので、ご留意願います。

### 2 ダラス郡による自宅待機命令の発出

(1) 3 月 23 日 (月), ダラス郡は、テキサス州初となる自宅待機命令 (Shelter in place/Stay at Home) を発出しました。本命令は、3 月 23 日 (月) 午後

11:59 から4月3日（金）午後 11:59 まで有効です。命令の概要は以下のとおりです。

- ・ダラス郡に滞在中の者は自宅やホテル等にとどまり、戸外の活動は真に必要な活動に限る。

- ・住民サービスに必要不可欠な機能に従事する者以外の全労働者は在宅勤務とする。

- ・散歩やランニングなどの運動のために戸外に出る場合には、他の人から 6 フィート（約 1.8m）の距離を保つ(Social Distancing)。

- ・公私の集まり（同居している人は除く。）はいかなる人数であっても控える。

- ・レストラン等の営業は持ち帰り、デリバリー、ドライブスルーのみ可とする。

詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.dallascounty.org/Assets/uploads/docs/judge-jenkins/covid-19/03232020-AmendedOrder.pdf>

（2）ダラス郡に滞在されている皆様は、不要不急の外出を控え、ご自宅やホテル等での待機をお願いいたします。また、ダラス郡以外に滞在されている皆様におかれても、今後の連邦・州・地方保健当局からの発表に注意し、最新情報の把握に努めてください。